

日医発第700号（保険）
令和6年7月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

感染症免疫学的検査の取扱いについて

令和6年6月21日付けで新型コロナウイルス感染症に対する新たな体外診断用医薬品が薬事承認されたことに伴い、同日付けで当該医薬品に関する事務連絡が厚生労働省保険局医療課から示され、令和6年6月21日から保険適用となりました。

つきましては、本件について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)
検査料の点数の取扱いについて
(令和6年6月21日付け 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和6年6月21日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

感染症免疫学的検査の取扱いについて

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年 厚生労働省告示第57号）別表第一（医科点数表）において、「D012 感染症免疫学的検査」の一つとして「28 ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性、SARS-CoV-2抗原定性」が規定されているところである。

これに関して、令和6年6月21日付けで薬事承認された下記の体外診断用医薬品については、令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの見直し以前に承認申請が行われていたことを踏まえ、令和6年6月21日より保険適用することとするので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

記

「Rapi COVID-19検査キット」（ローゼンバーグメディカル株式会社）